

関税率表解説改正

新	旧
第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器 及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第40.16項参照）、革製品（第42.05項参照）、コンポジションレザー製品（<u>第42.05項参照</u>）及び紡織用繊維製品（第59.11項参照） (b) ～ (f) （省 略） (g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学の機構を有するもの（例えば光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、<u>第84.81項の弁、第84.86項の機械又は装置（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を含む。）</u> (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12項参照）、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19項参照）、サウンドヘッド（第85.22項参照）、<u>テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第85.25項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26項参照）、光ファイバー、光ファイバーの束及び光ケーブル用の接続用機器（第85.36項参照）、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル</u> (ij) ～ (m) （省 略） 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（<u>第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。</u>）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b) ～ (c) （省 略） 3 第16部の<u>注3及び注4</u>の規定は、この類においても適用する。 4～7 （省 略） 総 説	第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器 及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第40.16項参照）、革製品（第42.04項参照）、コンポジションレザー製品（<u>第42.04項参照</u>）及び紡織用繊維製品（第59.11項参照） (b) ～ (f) （省 略） (g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学の機構を有するもの（例えば光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）<u>並びに第84.81項の弁その他の物品</u> (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12項参照）、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19項及び<u>第85.20項参照</u>）、サウンドヘッド（第85.22項参照）、<u>スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ（第85.25項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26項参照）、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル</u> (ij) ～ (m) （省 略） 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（<u>第84.85項、第85.48項及び第90.33項を除く。</u>）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b) ～ (c) （省 略） 3 第16部の<u>注4</u>の規定は、この類においても適用する。 4～7 （省 略） 総 説

関税率表解説改正

新	旧
（Ⅰ）この類の一般的な内容及び配列 （省 略） この類に属する機器及びその部分品は、この類の注1の規定により除外されるもの（例えば、ゴム製又は革製のワッシャー及びガasket並びに計器用の革製ダイヤフラム）を除くほか、材質が何であるかを問わない（貴金属製、貴金属を張った金属製、天然、合成若しくは再生の貴石製又は半貴石製のものを含む。）。<u>この類には、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置も含まれる（90.18）。</u> （Ⅱ）（省 略） （Ⅲ）部分品及び附属品（類注2） （省 略） ただし、この一般的規定は、次のものには適用しない。 （1）部分品及び附属品それ自体が、この類、84類、85類、91類のうちの特定の項（その他のものが属する84.87項、85.48項及び90.33項を除く。）に該当する物品である場合。例えば、次のような物品がある。 電子顕微鏡用の真空ポンプは、84.14項のポンプに属する。 トランスフォーマー、電磁石、コンデンサー、抵抗器、継電器、ランプ等は85類に属する。 90.01項又は90.02項の光学用品は、それを取り付ける機器とは関係なく、90.01項又は90.02項に属する。 時計用ムーブメントは常に91類に属する。 写真機は、他の機器（顕微鏡、ストロボスコープ等）とともに使用するように特に設計したものであっても、90.06項に属する。 （2）（省 略） <u>（Ⅳ）多機能又は複合機械及び機器等並びに機能ユニット（類注3）</u> <u>注3は、16部の注3及び4の規定が、この類においても適用されることを定めている（16部解説の総説（Ⅵ）及び（Ⅶ）参照）。</u> <u>多機能機械は、一般にその主たる機能によりその所属を決定する。</u> <u>多機能機械とは、異なった機械操作を行うことができるものをいう。</u> <u>文脈により別に解釈されず、16部注3の規定を適用する際に、主たる機能を決定することができない場合には、通則3（c）を適用する。</u> <u>一体構造に結合された2以上の異なる種類の機械又は機器で、連続的又は同時に個別の機能（一般に補足的であり、これらの機能は90類の異なる項に記載されている。）を遂行する複合機械又は機器は、主たる機能によりその所属を決定する。</u> <u>上記の規定の適用上、異なる機械又は機器の一方が他方に合体され若しくは据え付け</u>	（Ⅰ）この類の一般的な内容及び配列 （省 略） この類に属する機器及びその部分品は、この類の注1の規定により除外されるもの（例えば、ゴム製又は革製のワッシャー及びガasket並びに計器用の革製ダイヤフラム）を除くほか、材質が何であるかを問わない（貴金属製、貴金属を張った金属製、天然、合成若しくは再生の貴石製又は半貴石製のものを含む。）。 （Ⅱ）（省 略） （Ⅲ）部分品及び附属品（類注2） （省 略） ただし、この一般的規定は、次のものには適用しない。 （1）部分品及び附属品それ自体が、この類、84類、85類、91類のうちの特定の項（その他のものが属する84.85項、85.48項及び90.33項を除く。）に該当する物品である場合。例えば、次のような物品がある。 電子顕微鏡用の真空ポンプは、84.14項のポンプに属する。 トランスフォーマー、電磁石、コンデンサー、抵抗器、継電器、ランプ等は85類に属する。 90.01項又は90.02項の光学用品は、それを取り付ける機器とは関係なく、90.01項又は90.02項に属する。 時計用ムーブメントは常に91類に属する。 写真機は、他の機器（顕微鏡、ストロボスコープ等）とともに使用するように特に設計したものであっても、90.06項に属する。 （2）（省 略） <u>（Ⅳ）機能ユニット（類注3）</u> <u>注3は、16部の注4の規定が、この類においても適用されることを定めている（16部解説の総説（Ⅶ）参照）。</u> （新 規）

関税率表解説改正

新	旧
<u>られ又はこれらが共通のベース又はフレームに取り付けられ若しくは共通のハウジング内に組み込まれている場合には、これらは一の機械を構成するものとして取り扱う。</u> <u>組み合わせされた機械又は機器は、これが相互に又は共通のベース、フレーム、ハウジング等に恒久的に取り付けられるように設計されていない限り、一の機械を構成するものとしては取り扱わない。従って、組み合わせされた機械又は機器でも、一時的性格のもの又は通常複合機械又は機器として作られていないものは、一の複合機械又は機器を構成するものから除外される。</u> <u>ベース、フレーム又はハウジングは、複合機械を使用中に必要に応じて移動することができるように車輪を備えていてもよいが、ただし、それによって、これらがこの表においてより特殊な限定をしている特定の項に該当する物品（例えば、車両）の特性を有するようにならないことを条件とする。</u> <u>床、コンクリート製ベース、壁、仕切り、天井等については、機械又は機器を据え付けるように特に装備されたものであっても、機械又は機器が一体構造に結合される共通ベースとはみなさない。</u> <u>複合機械又は機器が特定の項に含まれる場合には、この類の注3の規定を援用しない。</u> <u>この類には、機能ユニットとして例えば、アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置を構成する電気式（電子式を含む。）の機器を含む。</u> （Ⅰ）～（Ⅱ） （省 略） （省 略） 解説の本文中において記載した除外例のほか、次の物品は、常にこの類には属しない。 （a）機器用その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（40.16）、革製品及びコンポジションレザー製品（42.05）並びに紡織用繊維製品（59.11） （b） （省 略） （c）持上げ用又は荷扱い用の機械（84.25から84.28及び84.86まで）、84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）並びにレーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（85.26） （d）～（g） （省 略）	<u>従って、この類には、機能ユニットとして例えば、アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置を構成する電気式（電子式を含む。）の機器を含む。</u> （Ⅰ）～（Ⅱ） （省 略） （省 略） 解説の本文中において記載した除外例のほか、次の物品は、常にこの類には属しない。 （a）機器用その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（40.16）、革製品及びコンポジションレザー製品（42.04）並びに紡織用繊維製品（59.11） （b） （省 略） （c）持上げ用又は荷扱い用の機械（84.25から84.28まで）、84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）並びにレーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（85.26） （d）～（g） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
90.01 光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス （省 略） この項には、次の物品を含む。 （A）光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル（85.44項のものを除く。） （省 略） （削 除） （B）～（D） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（e） （省 略） <u>（f）光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（85.36）</u> <u>（g）個々に被覆したファイバーから成る光ファイバーケーブル（85.44）</u> （省 略）	90.01 光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス （省 略） この項には、次の物品を含む。 （A）光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル（85.44項のものを除く。） （省 略） <u>この項には、個々に被覆したファイバーから成る光ファイバーケーブルを含まない（85.44）。</u> （B）～（D） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（e） （省 略） （新 規） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。） 9006.10—製版に使用する種類の写真機 （削 除） （省 略） —写真用のせん光器具及びせん光電球 9006.61—せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。） （削 除） 9006.69—その他のもの （省 略） （Ⅰ）写真機（映画用撮影機を除く。） （省 略） このグループの写真機には、次の物品を含む。 （1）～（16） （省 略） （17）製版に使用する写真機：印刷用のプレート又はシリンダーを写真的方法により調製するために使用する。これには大型のものがあり、また、上記の写真機とは相当異なったものである。このグループには、次のような物品を含む。 （i）～（iii） （省 略） （iv） （省 略） （削 除） 印刷用のプレート又はシリンダーを感光式方法又は感熱式方法により調製する機器はこの項には属さず、<u>84.43項</u>に属する。写真引伸機及び写真縮小機は90.08項に属する。 （Ⅱ） （省 略） （省 略）	90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。） 9006.10—製版に使用する種類の写真機 <u>9006.20—文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）</u> （省 略） —写真用のせん光器具及びせん光電球 9006.61—せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。） <u>9006.62—せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの</u> 9006.69—その他のもの （省 略） （Ⅰ）写真機（映画用撮影機を除く。） （省 略） このグループの写真機には、次の物品を含む。 （1）～（16） （省 略） （17）製版に使用する写真機：印刷用のプレート又はシリンダーを写真的方法により調製するために使用する。これには大型のものがあり、また、上記の写真機とは相当異なったものである。このグループには、次のような物品を含む。 （i）～（iii） （省 略） （iv） （省 略） <u>これに対して、実際に活字を組む写真植字機は、たとえ活字を組んだ後に写真を撮影するものであっても、84.42項に属する。この機械は、例えば、回転する円盤上に取り付けた字を連続的に写真撮影する方法又は特殊な母型面を写真撮影する方法により作動する。この機械は、キーボードその他これに類する装置を自蔵するか又は別の機械であらかじめせん孔した紙テープにより作動する。</u> 印刷用のプレート又はシリンダーを感光式方法又は感熱式方法により調製する機器はこの項には属さず、<u>90.09項</u>に属する。写真引伸機及び写真縮小機は90.08項に属する。 （Ⅱ） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (e) (省 略) (f) 感光式複写機及び感熱式複写機 <u>(84.43)</u> (g) ～ (ij) (省 略)	この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (e) (省 略) (f) 感光式複写機及び感熱式複写機 <u>(90.09)</u> (g) ～ (ij) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （c）録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器 <u>（85.19及び85.21）</u>	90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （c）録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器 <u>（85.19、85.20及び85.21）</u>
90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a） （省 略） <u>（b）マイクロフィルム用感光式複写機（光学的機構を有し、像の位置決め用の小さなガラス製のスクリーンを有するもの）（84.43）</u> <u>（c）感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置（プロジェクションマスクアラインメント）（84.86）</u> <u>（d）プロジェクター、プロジェクションパネル、ディスプレイ・ユニット又はモニター（85.28）</u> <u>（e）映画用の縮小機及び引伸機（例えば、オリジナルのフィルムから異なるサイズの複写フィルムを作成することに使用するもの）（90.10）</u> <u>（f）拡大用レンズを一つ取り付けたスライドビューアーでスライド写真の検査に使用するもの（90.13）</u> <u>（g）写真測量用のひずみ補正機（復元機）（90.15）</u> <u>（h）輪郭投影機（90.31）</u> <u>（ij）がん具の幻灯機（95.03）</u>	90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a） （省 略） <u>（b）自動データ処理機械用又はビデオ用のプロジェクター、映写パネル、表示装置又はモニター（84.71又は85.28）</u> <u>（c）マイクロフィルム用感光式複写機（光学的機構を有し、像の位置決め用の小さなガラス製のスクリーンを有するもの）（90.09）</u> <u>（d）映画用の縮小機及び引伸機（例えば、オリジナルのフィルムから異なるサイズの複写フィルムを作成することに使用するもの）及び感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置（プロジェクションマスクアラインメント）（90.10）</u> <u>（e）拡大用レンズを一つ取り付けたスライドビューアーでスライド写真の検査に使用するもの（90.13）</u> <u>（f）写真測量用のひずみ補正機（復元機）（90.15）</u> <u>（g）輪郭投影機（90.31）</u> <u>（h）がん具の幻灯機（95.03）</u>

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	90.09 感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機 — 静電式の感光式複写機 9009.11— 原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの 9009.12— 原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの — その他の感光式複写機 9009.21— 光学的機構を有するもの 9009.22— 密着式のもの 9009.30— 感熱式複写機 — 部分品及び附属品 9009.91— オートマチックドキュメントフィーダー 9009.92— ペーパーフィーダー 9009.93— ソーター 9009.99— その他のもの （A）光学的機構を有する感光式複写機 <u>これは、原本の光学的映像を感光面に投影する光学的機構（主として、光源、集光器、レンズ、鏡、プリズム及び光ファイバーから成る。）並びに映像の現像及び焼付けのための機構を備えている。</u> <u>このグループには、次の物品を含む。</u> （1）静電式の感光式複写機：原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）又は原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のものがある。 <u>直接式のものにおいては、例えば、酸化亜鉛又はアントラセンを塗布した基板（通常は紙）に光学的映像を投影し、静電気を荷電させる。そして、静電気によるその潜像に粉状の塗料を付着させ現像した後、熱処理によって基板に定着させるものである。</u> <u>間接式のものにおいては、セレンその他の半導体物質を塗布し、静電気を荷電させたドラム（又はプレート）に光学的映像を投影する。そして、静電気による潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、この像を静電界の作用により、通常の紙に転写し、熱処理によって紙に定着させるものである。</u> （2）化学乳剤の塗布層を利用する機器：感光面は通常、銀塩又はジアゾ化合物（後者の場合、紫外線を大量に含む光で露光するように意図されている。）の乳剤から成る。現像工程及び焼付け工程は、乳剤の性質及び機器の型式により各種の方法（湿式現像、乾式現像、加熱処理、アンモニア蒸気

関税率表解説改正

新	旧
	<u>による現像、転写法等）がある。</u> <u>原本（マイクロフィルム、不透明な文書等）を複写したものには、原本と同一サイズのもの又は拡大し若しくは縮小したものがある。これらには、謄写機（オフセット）の原版として利用されるものもある。</u> <u>（Ｂ）密着式の感光式複写機</u> <u>このグループの機器は、光学的機構を有しておらず、そのため複写は、常に原本と同一サイズである。これらの機器においては、焼付けされる感光面に原本を密着させて作動させる。</u> <u>これらの機器は、可視光線（紫外線を大量に含む光を含む。）及び感光性乳剤を使用する。これらの機器は、光学的機構に対応する部分として、各種の処理工程により複写を作るための自動現像機を自蔵している。</u> <u>このグループには、露光装置から成るが現像機を有しないある種の感光式複写機（ブループリンター、ジアゾ式複写機、反射式のもの等）を含む。ただし、通常の写真用焼付け機は属しない（90.10）。</u> <u>（Ｃ）感熱式複写機</u> <u>この種の機器においても、原本を感光面に密着させて作動させる。しかしながら、上記（Ｂ）に掲げる機器と異なり、これは赤外線及び乳剤を使用する。当該乳剤は原本の黒い部分に赤外線が吸収される際に発生する熱に反応するものである。</u> <u>複写は、原本に密着した感熱性の基板に直接焼き付けることにより又は媒体となる感熱紙に塗布された乳化染料を通常の紙に転写することにより得られる。</u> <u>ある場合には、可視光線の作用（感光媒体）及び赤外線の作用（感熱式複写）を組み合わせたものがある。</u> <u>部分品及び附属品</u> <u>この類の注１及び注２の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、感光式複写機（静電式で間接式のもの）用のドラム及びプレート、ガイドローラー、オイル供給パッド、紙用引出し、ソーター、紙とじ機並びに自動紙供給機を含む。</u> * - * * <u> </u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>この項には、文書記録用の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）を含まない（90.06）。</u>

関税率表解説改正

新	旧
90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン （省 略） （削 除） （省 略） （I） （省 略） このグループには、次の物品を含む。 （A）～（L） （省 略） （M）複製作業に使用する特殊機器（84.43項の感光式複写機でないもの。例えば、アンモニア蒸気法により特殊な感光紙を現像する機器） （削 除）	90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン （省 略） —感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置 <u>9010.41—直接描画方式のもの</u> <u>9010.42—ステッピアンドリピート方式のもの</u> <u>9010.49—その他のもの</u> （省 略） （I） （省 略） このグループには、次の物品を含む。 （A）～（L） （省 略） （M）複製作業に使用する特殊機器（90.09項の感光式複写機でないもの。例えば、アンモニア蒸気法により特殊な感光紙を現像する機器） （N）<u>感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画する集積回路の製造装置：半導体ウエハー表面の感光性を有する層の上に回路図を露光するために使われ、下記のタイプの装置を含む。</u> （1）<u>マスク又はレティクルを使用する装置：これらの装置は一般的にフォトリソグラフィ装置と呼ばれる。それらは全て複写されるべき回路図が描画されているマスク又はレティクルを使用する。マスク又はレティクルは、半導体の一つの層のレプリカである。その縮尺とサイズによって、それは単一のチップ（集積回路）、又は複数のチップ若しくはウエハー上の全てのチップを包含している。通常、「マスク」と「レティクル」という語は、互換的に使われる。これらの装置において、半導体ウエハーに用いられる感光性の層は、マスク又はレティクルを露光パターンが適切となるように合わせた後に、マスク又はレティクルを通過した光（しばしば紫外線又は遠紫外線）場合によっては、X線によって露光される。これらの装置には下記のタイプを含む。</u> （a）<u>コンタクトプリンター：これらの装置では、露光中マスクはウエハーに接するように置かれる。</u> （b）<u>プロキシミティーアライナー：これらの装置は、ウエハーとマスクの間に実際の接触がないことを除いて、コンタクトプリンターに類似する。露光中マスクとウエハーの間にはわずかな隙間が保たれる。</u> （c）<u>スキャニングアライナー：これらの装置は、マスクの面からウエハ</u>

関税率表解説改正

新	旧
(II) ～ (III) (省 略) (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (c) (省 略) <u>(d) 感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置 (84.86)</u> <u>(e)</u> (省 略) <u>(f)</u> (省 略) <u>(g)</u> (省 略) <u>(h)</u> (省 略) <u>(ij)</u> (省 略)	<u>一の面にイルミネーションアークの像を描くために、光学的な投影システムを使う。スキャニングシステムは、マスクの回路を感光性のウエハーに写すために、アークの中をマスクとウエハーを移動させる。</u> <u>(d) ステップアンドリピートアライナー：これらの装置は、一度毎にウエハーの一部分を露光するための投影技術を使う。レティクルからウエハーに対して縮小又は1：1の露光が行われる。</u> <u>(2) 直接描画方式のもの：これらの装置は、マスクもレティクルも使わずに操作される。これらは装置の座標系をウエハー上の回路パターン適切となるように調節した後に、ウエハー上に作られた感光性の層に、直接回路デザインを描画するために自動データ処理機械 (A D P) によって制御されている「ライティングビーム (例えば、電子ビーム (Eービーム)、イオンビーム又はレーザー) を使用する。これらのすべての装置は、結果として同じものを作りだす。つまり、露光されたパターンは、設計された回路図と一致し、写真フィルムを現像するのと同じように、感光材料上に露光したパターンを現像することができる。</u> (II) ～ (III) (省 略) (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (c) (省 略) (新 規) <u>(d)</u> (省 略) <u>(e)</u> (省 略) <u>(f)</u> (省 略) <u>(g)</u> (省 略) <u>(h)</u> (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
90.17 製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略） （省 略） <u>しかしながら、この項には次のような物品を含まない。</u> <u>（a）グラフィックアートに使用する留継ぎ箱及び工具（例えば、のみ、丸のみ及びエッチングニードル）（82類）</u> <u>（b）グラフィックタブレット及びディジタイザー（84.71）</u> <u>（c）フォトレジストを塗布した基板からマスク又はレチクルを形成するよう設計したパターン発生装置（例えば、光学式、電子ビーム、集束イオンビーム、X線又はレーザービーム装置）（84.86）</u> <u>（d）写真測量に使用する種類の座標図化機（90.15）</u> この項には、次のような物品を含む。 （省 略）	90.17 製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略） （省 略） <u>しかしながら、この項にはグラフィックアートに使用する留継ぎ箱及び工具（例えば、のみ、丸のみ及びエッチングニードル）（82類）、写真測量に使用する種類の座標図化機（90.15）を含まない。</u> <u>この項には、また、84.71項のグラフィックタブレット及びディジタイザーを除外する。</u> この項には、次のような物品を含む。 （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 （省 略） （Ⅰ）～（Ⅱ） （省 略） （Ⅲ）義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分 （省 略） （A）人造のもので眼に装着するもの （1） （省 略） （2）目に入れるレンズ：マネキン人形用、毛皮の動物のえり巻用等の義眼は属しない（一般には39.26項又は70.18項に属する。）。人形又はがん具の動物の部分品であると認められる義眼は、<u>95.03項</u>又は70.18項（ガラス製のものに限る。）に属する。 （B）～（C） （省 略） （Ⅳ）～（Ⅴ） （省 略） （省 略）	90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 （省 略） （Ⅰ）～（Ⅱ） （省 略） （Ⅲ）義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分 （省 略） （A）人造のもので眼に装着するもの （1） （省 略） （2）目に入れるレンズ：マネキン人形用、毛皮の動物のえり巻用等の義眼は属しない（一般には39.26項又は70.18項に属する。）。人形又はがん具の動物の部分品であると認められる義眼は、<u>それぞれ95.02項若しくは95.03項に</u>又は70.18項（ガラス製のものに限る。）に属する。 （B）～（C） （省 略） （Ⅳ）～（Ⅴ） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
90.25 ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球温度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品 （省 略） 組合せ機器 （省 略） （削 除） 部分品及び附属品 （省 略）	90.25 ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球温度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品 （省 略） 組合せ機器 （省 略） <u>この項の機器と他の項の機器との組合せ機器（例えば、風力計と組み合わせた温度計、時計と組み合わせた気圧計又は湿度計）については関税率表の解釈に関する通則に従ってその所属を決定する。</u> 部分品及び附属品 （省 略）
90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム （省 略） （削 除） （省 略） （省 略）	90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム （省 略） <u>9027.40－露出計</u> （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器 （省 略） <u>9030.20—オシロスコープ及びオシログラフ</u> —電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器 <u>9030.31—マルチメーター（記録装置を有しないもの）</u> <u>9030.32—マルチメーター（記録装置を有するもの）</u> <u>9030.33—その他のもの（記録装置を有しないもの）</u> <u>9030.39—その他のもの（記録装置を有するもの）</u> （省 略） —その他の機器 9030.82—半導体ウェハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器 <u>9030.84—その他のもの（記録装置を有するものに限る。）</u> 9030.89—その他のもの 9030.90—部分品及び附属品 （省 略）	90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器 （省 略） <u>9030.20—陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ</u> —電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。） <u>9030.31—マルチメーター</u> <u>9030.39—その他のもの</u> （省 略） —その他の機器 9030.82—半導体ウェハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器 <u>9030.83—その他のもの（記録装置を有するものに限る。）</u> 9030.89—その他のもの 9030.90—部分品及び附属品 （省 略）
90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機 （省 略） （削 除） （省 略） （省 略）	90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機 （省 略） <u>9031.30—輪郭投影機</u> （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
90.33 この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。） この項には、次の物品を除くほか、この類の機器に使用するすべての部分品及び附属品を含む。 （１）この類の注１に規定する物品：例えば、次のような物品がある。 （a）（省 略） （b）機器に使用する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。例えば、ゴム製のガスケット、ワッシャーその他これらに類する物品）（40.16）、革製品及びコンポジションレザー製品（例えば、ガス計器用の革製ダイヤフラム）（<u>42.05</u>）又は紡織用繊維製品（59.11） （c）（省 略） （２）この類の注２（a）に該当する物品（それ自身が90類、84類、85類又は91類のいずれかの項（<u>84.87</u>項、85.48項及び90.33項を除く。）の機器に該当するもの）。従って、この種の物品で単独で提示するものは、それぞれ該当する項に属することとなる。これには、次のような物品を含む。 （a）～（e）（省 略） （３）（省 略）	90.33 この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。） この項には、次の物品を除くほか、この類の機器に使用するすべての部分品及び附属品を含む。 （１）この類の注１に規定する物品：例えば、次のような物品がある。 （a）（省 略） （b）機器に使用する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。例えば、ゴム製のガスケット、ワッシャーその他これらに類する物品）（40.16）、革製品及びコンポジションレザー製品（例えば、ガス計器用の革製ダイヤフラム）（<u>42.04</u>）又は紡織用繊維製品（59.11） （c）（省 略） （２）この類の注２（a）に該当する物品（それ自身が90類、84類、85類又は91類のいずれかの項（<u>84.85</u>項、85.48項及び90.33項を除く。）の機器に該当するもの）。従って、この種の物品で単独で提示するものは、それぞれ該当する項に属することとなる。これには、次のような物品を含む。 （a）～（e）（省 略） （３）（省 略）

関税率表解説改正

新	旧
91.01 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） ―腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。） 9101.11―機械式表示部のみを有するもの （削 除） 9101.19―その他のもの （省 略） （省 略）	91.01 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） ―腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。） 9101.11―機械式表示部のみを有するもの <u>9101.12―オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの</u> 9101.19―その他のもの （省 略） （省 略）
91.06 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） 9106.10―タイムレジスター及びタイムレコーダー （削 除） 9106.90―その他のもの （省 略）	91.06 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） 9106.10―タイムレジスター及びタイムレコーダー <u>9106.20―パーキングメーター</u> 9106.90―その他のもの （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
削 除)	92.03 <u>鍵（けん）盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵（けん）盤楽器</u> <u>この項には、次の物品を含む。</u> <u>（A）鍵（けん）盤のあるパイプオルガン（教会型）</u> <u>これらは、鍵（けん）の動きをパイプに電子式、電気・空気式又は機械式方法により伝達する気鳴楽器である。このオルガンは、以下の主要部分から構成される。</u> <u>（1）発音部</u> <u>パイプを音階順の大きさの順に並べるか又は同一音階のパイプをグループにしてまとめたもの。パイプには、次の2種類のものがある。</u> <u>（i）唇管：パイプの脚部から胴部に通り抜ける風が、狭口部を横切る型式のもの</u> <u>（ii）リードパイプ：金属製の振動舌を通過した空気が、パイプを振動させながら通り抜けて音を出すもの</u> <u>パイプには、金属（通常、すずと鉛との合金又は亜鉛）製、木製又は圧縮した板紙のものがある。</u> <u>（2）吹管部</u> <u>送風器、空気調整室、通風箱（空気を風箱に送り込む部分）及び風箱（空気を圧縮する木製のケース）を含む。</u> <u>（3）演奏機構</u> <u>例えば、手鍵（けん）盤、足鍵（けん）盤、各種のストップ（音栓）、ストップとカブラーとを組み合わせた装置及び各種の附属品（例えば、トレモロ装置、シンバルスタン及びハーブ）</u> <u>この項には、また、演奏台及びオルガンケース（すなわち、オルガンを中に入れる木製のもので、通常は装飾を施してある。）は、オルガンとともに提示する場合には、この項に属するが、別々に提示する場合には、この項には属しない（92.09）。</u> <u>この項には、鍵（けん）盤を有しないで、自動的に又は手回しハンドルにより演奏するオーケストリオン、バーバリアオルガンその他これに類するパイプ式楽器を含まない（92.08）。電子オルガンは92.07項に属する。</u> <u>（B）フリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵（けん）盤楽器でパイプを有しておらず、主として声楽の伴奏用のもの</u> <u>これらは、風袋又は電氣的方式により風圧を発生させて金属性の舌（フリーリード）を振動させることにより音を出す。風袋は、ペダル又はレバ</u>

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	<u>一によって作動する。</u> 92.04 <u>アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ</u> <u>9204.10－アコーディオンその他これに類する楽器</u> <u>9204.20－ハーモニカ</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(A) アコーディオンその他これに類する楽器</u> <u>アコーディオンは、可搬式の気鳴楽器で、手で操作する風袋、フリーメタルリード及び2個の鍵（けん）盤（旋律用と低音伴奏用の鍵（けん）とボタンを備えたもの）を有する。鍵（けん）盤の1個に、ピアノ式の鍵（けん）を備えたものもあり、この楽器はピアノアコーディオンともいわれる。ある種のアコーディオンには、電気式音響増幅装置を有するものがあるが、このことは、当該楽器がこの項に属することには影響を及ぼさない（この類の総説参照）。</u> <u>このグループには、コンサーティーナ、バンドネオン及び足踏み式アコーディオンを含む。これらは普通のアコーディオンと同様に、風袋、フリーメタルリード及び鍵（けん）盤を有するが、足踏み式アコーディオンは、床に置く台に取り付けられ、足又は原動機によってペダルを作動させて送風するので風袋は見えない。</u> <u>この項には、電子式アコーディオンを含まない（92.07項の解説及びこの類の総説参照）。</u> <u>(B) ハーモニカ</u> <u>この小型の楽器は、一般に長方形をしており、金属及び木で作られ、リードを振動させることにより音を出す。ハーモニカの中には音を拡大するための小型の金属製のらっぱ管を有するものもある。</u>

関税率表解説改正

新	旧
92.05 その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ） 9205.10－金管楽器 9205.90－その他のもの <u>この項には、92.08項（オーケストリオン、バーバリアオルガン、音響信号用笛等）において、より特殊な限定をして記載をしている楽器でない気鳴楽器を含む。これらは、ある点において気鳴楽器と考えられるが、この項には属しない。</u> この項には、次の物品を含む。 (A) 金管楽器 (省 略) (B) <u>その他の吹奏楽器</u> <u>このグループには、次の物品を含む。</u> (1) <u>鍵（けん）盤のあるパイプオルガン（教会型）</u> <u>これらは、鍵（けん）の動きをパイプに電子式、電気・空気式又は機械式方法により伝達する気鳴楽器である。このオルガンは、以下の主要部分から構成される。</u> <u>この項には、また、演奏台及びオルガンケース（すなわち、オルガンを中に入れる木製のもので、通常は装飾を施してある。）は、オルガンとともに提示する場合には、この項に属するが、別々に提示する場合には、この項には属しない（92.09）。</u> <u>この項には、鍵（けん）盤を有しないで、自動的に又は手回しハンドルにより演奏するオーケストリオン、バーバリアオルガンその他これに類するパイプ式楽器を含まない（92.08）。電子オルガンは92.07項に属する。</u> (2) <u>フリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵（けん）盤楽器でパイプを有していないもの。</u> (3) <u>アコーディオンその他これに類する楽器、コンサーティーナ、バンドネオン及び足踏み式アコーディオン</u> <u>この項には、電子式アコーディオンを含まない（92.07項の解説及びこの類の総説参照）。</u> (4) <u>ハーモニカ</u> (5) <u>いわゆる木管楽器：これらは、穴をあけ、通常、そこにキーとリングを取り付けた管（木製、あし製、金属製、プラスチック製、エボナイト製又はガラス製）から成っており、通常、リードで音を出す。このグループには、フルート、リコーダー、横笛、フラジョレット、オーボエ、</u>	92.05 その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ） 9205.10－金管楽器 9205.90－その他のもの <u>この項には、92.03項又は92.04項に属しない楽器及び92.08項（オーケストリオン、バーバリアオルガン、音響信号用笛等）において、より特殊な限定をして記載をしている楽器でない気鳴楽器を含む。これらは、ある点において気鳴楽器と考えられるが、この項には属しない。</u> この項には、次の物品を含む。 (A) 金管楽器 (省 略) (B) <u>その他の吹奏楽器</u> <u>このグループには、次の物品を含む。</u> (1) <u>いわゆる木管楽器：これらは、穴をあけ、通常、そこにキーとリングを取り付けた管（木製、あし製、金属製、プラスチック製、エボナイト製又はガラス製）から成っており、通常、リードで音を出す。このグループには、フルート、リコーダー、横笛、フラジョレット、オーボエ、クラリネット、コーラングレ、バスーン、サクソフォン及びサリュソフォンを含む。</u> <u>このグループには、また、オカリナ（金属製又は粘土製の小型の卵形の楽器で、フルートのような音色を出す。）及びスライディングホイッスル（金属製又はエボナイト製のもの）を含む。</u> (2) <u>その他の吹奏楽器：例えば、バグパイプ、ブルトンパイプ又はミュゼットで、風箱又は袋（革製又はぼうこうから作ったもの）及び3本から5本のパイプから成っておりパイプのうち1本は指管で他のものは低音管である。</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>クラリネット、コーラングレ、バスーン、サクソフォン及びサリュソフオンを含む。</u> <u>このグループには、また、オカリナ（金属製又は粘土製の小型の卵形の楽器で、フルートのような音色を出す。）及びスライディングホイッスル（金属製又はエポナイト製のもの）を含む。</u> <u>（6）その他の吹奏楽器：例えば、バグパイプ、ブルトンパイプ又はミュゼットで、風箱又は袋（革製又はぼうこうから作ったもの）及び3本から5本のパイプから成っておりパイプのうち1本は指管で他のものは低音管である。</u>	

関税率表解説改正

新	旧
92.09 楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカードディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛 （削 除） （削 除） 9209.30—楽器用の弦 —その他のもの 9209.91—ピアノの部分品及び附属品 9209.92—第92.02項の楽器の部分品及び附属品 （削 除） 9209.94—第92.07項の楽器の部分品及び附属品 9209.99—その他のもの この項には次の物品を含む。 （A）～（C） （省 略） （D）その他の部分品及び附属品 （省 略） このグループには次の物品を含む。 （1）ピアノ、オルガン、ハーモニウムその他これに類する楽器の部分品 完成した鍵（けん）盤（すなわち、一組の鍵（けん）を枠に取り付けたもの）、ピアノ機構（すなわち、消音器を含め、ハンマーと連結しているキー・アクション）、ピアノ又はハーモニウムのケース、響板、木製又は鋳鉄製のフレーム、ペダル機構、ペダル、調律用ピン、ハーモニウム用の金属弁（リード）、鍵（けん）盤用の個々の鏡、ハンマー、消音器、ハンマー用の軸及びふたまた部並びにオルガン用パイプ、風箱、風袋その他の<u>オルガン</u>機構用部分品（ケースを含む。） アコーディオン用の鍵（けん）、音栓、風袋及び鍵（けん）盤もこの項に属する。 （2）～（5） （省 略） （省 略）	92.09 楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカードディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛 <u>9209.10—メトロノーム、音さ及び調子笛</u> <u>9209.20—オルゴールの機構</u> 9209.30—楽器用の弦 —その他のもの 9209.91—ピアノの部分品及び附属品 9209.92—第92.02項の楽器の部分品及び附属品 <u>9209.93—第92.03項の楽器の部分品及び附属品</u> 9209.94—第92.07項の楽器の部分品及び附属品 9209.99—その他のもの この項には次の物品を含む。 （A）～（C） （省 略） （D）その他の部分品及び附属品 （省 略） （1）ピアノ、オルガン、ハーモニウムその他これに類する楽器の部分品 完成した鍵（けん）盤（すなわち、一組の鍵（けん）を枠に取り付けたもの）、ピアノ機構（すなわち、消音器を含め、ハンマーと連結しているキー・アクション）、ピアノ又はハーモニウムのケース、響板、木製又は鋳鉄製のフレーム、ペダル機構、ペダル、調律用ピン、ハーモニウム用の金属弁（リード）、鍵（けん）盤用の個々の鏡、ハンマー、消音器、ハンマー用の軸及びふたまた部並びにオルガン用パイプ、風箱、風袋その他の<u>92.03項のオルガン</u>機構用部分品（ケースを含む。） アコーディオン用の鍵（けん）、音栓、風袋及び鍵（けん）盤もこの項に属する。 （2）～（5） （省 略） （省 略）